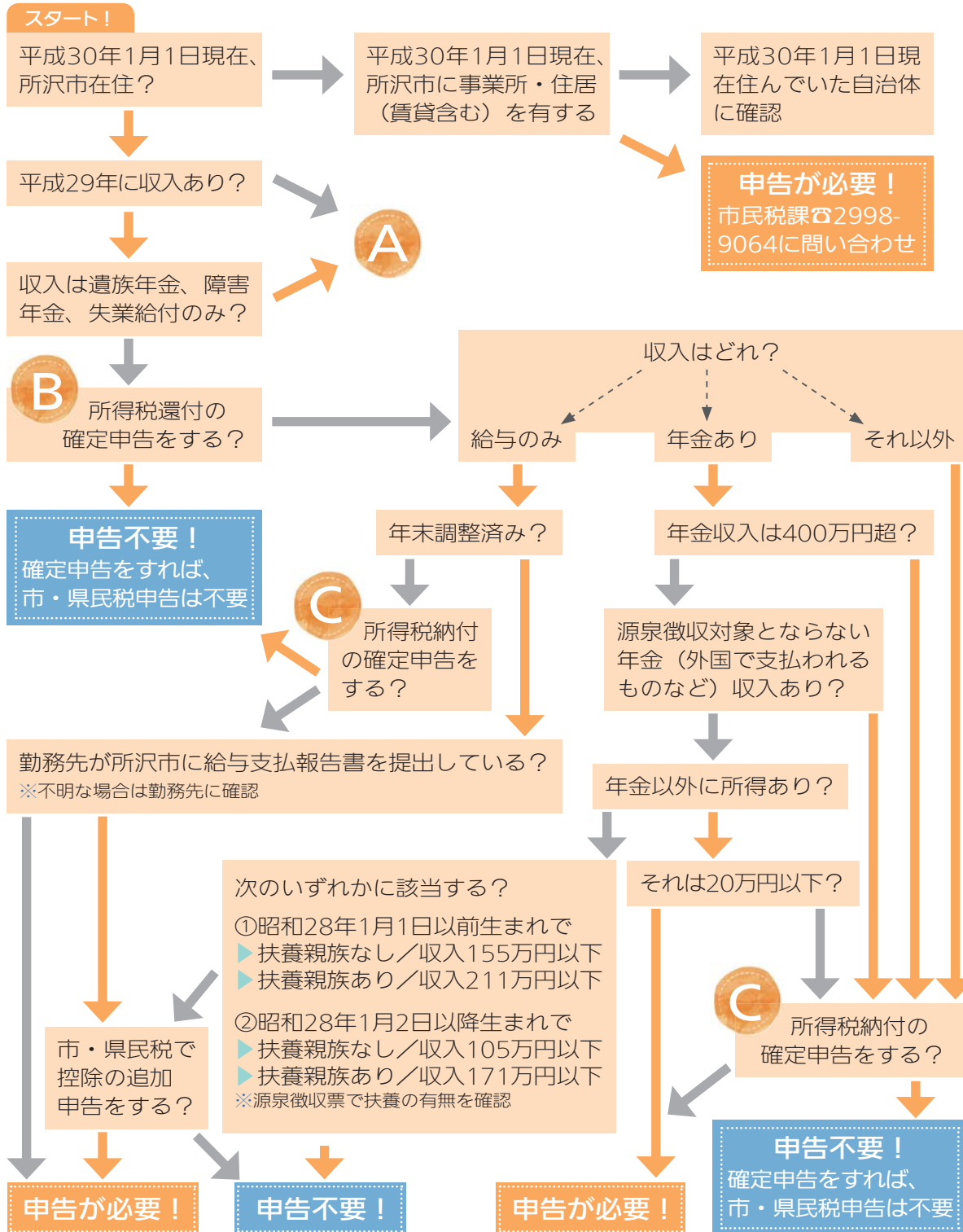


税の申告はお早めに！

ピーク時の申告会場は大変混み合い、3時間以上お待ちいただく場合があります。早めに準備をして、スムーズに申告しましょう。

1 申告が必要かチェック！

YES ↓ NO ↓ 市・県民税の申告が必要か判定します。
A B C は欄外で解説します。



市・県民税の申告

2月15日(木)～3月15日(木)

☎市民税課 ☎2998-9064

◎詳細は市HP（Q申告について）でもご覧になれます。

所得税の確定申告

2月16日(金)～3月15日(木)

☎所沢税務署 ☎2993-9111
(自動音声案内「0」)

A 郵送で簡単申告！

申告の義務はありませんが、国民健康保険税の軽減や各種手当の受給判定などの基礎資料となるため、申告しておきましょう。

市・県民税申告書裏面「収入がなかった方の記入欄」の該当項目にチェックし、表面に署名・押印すれば終了です。〒359-8501市民税課宛てに郵送してください。

B 還付申告ができる方

所得税が源泉徴収されている給与所得者で、▶ 雑損・医療費・寄付金・住宅ローン控除などを申告する方 ▶ 年の途中で就・退職して年末調整を受けていない方などです。

還付申告は、税務署で2月15日(木)以前の申告も可能です。

C 確定申告が必要な方

- ▶ 営業・農業・不動産などの所得合計が所得控除合計を超える方
- ▶ 給与収入が2千万円を超える方
- ▶ 2カ所以上から給与を受け、年末調整をしていない給与収入が20万円を超える方
- ▶ 給与所得者で、給与以外の所得合計が20万円を超える方
- ▶ 土地・建物・株式などを譲渡した方などです。

2 申告方法をチェック！

市・県民税の申告

〒 郵送で申告

①平成29年中に収入がなかった方②年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの方は、郵送で簡単に申告できます。①は上記チェック表の欄外Aを参照してください。②は源泉徴収票のコピーを市・県民税申告書に同封してください。

◎1月下旬ごろ、29年度の同申告書を提出した方に30年度の申告書を郵送します。1月22日(月)～3月15日(木)まで、市役所2階市民税課、まちづくりセンターなどで配布します。

☎ 会場で申告

7面の日程表のとおり、申告相談会場を開設します。2月16日(金)～3月15日(木)は市役所2階市民税課での申告受付はできません。休日開庁日(8面参照)の窓口でも申告受付はできません。

所得税の確定申告

💻 国税庁HPで申告

国税庁HP (http://www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」では、確定申告書などが作成できます。e-Tax (国税電子申告・納税システム) または郵送で申告してください。

☎ 会場で申告

2月16日(金)～3月15日(木)の午前9時～午後5時(土・日曜除く)、所沢税務署(並木1-7)に申告相談会場を開設します。2月18日(日)・25日(日)のみ、休日も開設します。

◎受け付け開始は午前8時30分です。申告書の作成には時間がかかるので午後4時ごろまでにお越しください。また、混雑状況により受け付けを早めに締め切ることがあります。